高木建設株式会社	118,773,270
洋林建設株式会社	112,225,050
佐藤工業株式会社東北支店	112,066,500
株式会社藤島工務店	102,035,000
格正建設株式会社	101,797,500
株式会社日進機械	86,359,522
関東産業株式会社	73,827,475
株式会社大藪組	68,473,650
西日本電気システム株式会社山口営業所	64,050,000
その他	5,128,483,613
合　　計	10,866,592,124

裁決の公告

第一東京弁護士会が平成24年２月14日に告知した同会所属弁護士　福吉　　實　会員（登録番号13629）に対する懲戒処分（業務停止２月）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成24年12月11日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成24年12月14日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成 24 年 12 月 14 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

第一東京弁護士会が平成24年５月24日に告知した同会所属弁護士　近藤　広明　会員（登録番号28111）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成24年12月11日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件処分を取り消し同人を懲戒しない旨裁決し、この裁決は平成24年12月14日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第３号の規定により公告する。

平成 24 年 12 月 14 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

横浜弁護士会が平成24年２月３日に告知した同会所属弁護士　関根　杏花（職務上の氏名　高藤　杏花）会員（登録番号27192）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成24年12月11日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成24年12月17日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成 24 年 12 月 17 日　　日本弁護士連合会

公 示 送 達

山口真理子氏が本会から送達を受けるべき下記書類は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。

なお、日本弁護士連合会綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程第13条第３項の規定により、本会がこの旨を本会掲示場に掲示した平成25年１月17日の翌日から起算して14日を経過したときに下記書類の送達があったものとみなします。

記

日本弁護士連合会綱紀委員会平成24年綱第144号異議申出事案の決定通知及び決定書謄本

平成 25 年１月 17 日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１　処分をした弁護士会　茨城県弁護士会
２　処分を受けた弁護士
　氏　　名　武藤　英男
　登録番号　10632
　事 務 所　茨城県水戸市三の丸１－３－24
　　武藤法律事務所
３　処分の内容　退会命令
４　処分が効力を生じた年月日
　平成24年12月11日

平成 24 年 12 月 21 日　　日本弁護士連合会

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢50歳代以上(推定)の男性

上記の者は、平成24年１月18日小諸市与良町二丁目2692番地１の新築工事現場の地中から白骨死体で発見されました。死因等は不詳。身元不明につき遺骨を保管しています。

心当たりの方は、当市厚生課まで申し出てください。

平成 25 年１月 17 日
　長野県　　小諸市長　柳田　剛彦

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢不詳の女性、身長145cm位、体格やせ型、所持品は時計、傘、布片

上記の者は、平成24年11月25日午前６時27分碧南市鷲塚町７丁目83番地碧南市水源公園用具入れ内において発見。死因は不詳。身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨は市内の徳成寺で安置しています。

お心当たりの方は当市福祉課まで申し出てください。

平成 25 年１月 17 日
　愛知県　　碧南市長　禰宜田政信

公 示 送 達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第77条第２項の規定による工作物等の移転の通知及び照会に係る書類を送付したが、当該書類の送付を受けるべき者が当該書類の受領を拒んだので、同法第133条第１項及び同条第２項において準用する同法第77条第５項の規定により、当該書類の内容を次のとおり公告する。

平成 25 年１月 17 日
　調布都市計画事業布田駅南土地区画整理事業
　施行者　調布市
　代表者　調布市長　長友　貴樹

１　書類の送付を受けるべき者
　調布市調布ケ丘三丁目39番地11調布が丘パーク・ホームズ803　岡　　幸子

２　通知の内容
　あなたが所有する下記工作物等は、土地区画整理事業の施行のため、平成25年３月10日までに仮換地に移転していただくことになりましたので通知します。前記の期限後は、土地区画整理法第77条第７項の規定に基づき、施行者調布市が移転の工事を行うことになりますので、あなたが所有する下記工作物等を前記期限までに自ら移転する意思があるか否かを添付の用紙で回答してください。
　以上、土地区画整理法第77条第２項の規定により、通知及び照会します。

記

　所在地　調布市国領町五丁目10番地２
　構造及び数量　工作物及び竹木土石等

（注意事項）
１　自ら移転する場合の移転先及び補償金については、調布市でお知らせいたします。
２　移転完了前に所有者が変わった場合は、新旧所有者連署のうえ、直ちに調布市に変更届を提出してください。

＜教示＞
１　この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に東京都知事に審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）。
２　この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日から６箇月以内に施行者調布市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から６箇月以内に施行者調布市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
　当該書類の内容は、調布市国領町五丁目12番地15布田駅周辺地区まちづくり事務所敷地内調布市まちづくり掲示板において掲示します。